

令和元年五月十七日受領
答弁第一五九号

内閣衆質一九八第一五九号

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート間近に位置する上皇陛下仙洞仮御所の諸対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出羽田空港増便計画に伴う新飛行ルート間近に位置する上皇陛下仙洞仮御所の諸対策に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「上皇・上皇后両陛下の仮住まいの期間」の意味するところが必ずしも明らかではないが、上皇上皇后両陛下の吹上仙洞御所からの御移転の時期等は未定である。

一の2について

東京国際空港（以下「羽田空港」という。）における新たな飛行経路案（以下「新経路案」という。）の内容については、既に国土交通省から宮内庁に対して説明を行っている。

二について

お尋ねの「仙洞仮御所の真上付近」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「仙洞仮御所」が高輪皇族邸を指すとすれば、新経路案のうち羽田空港のC滑走路へ着陸する飛行経路において、航空機は、最も当該飛行経路に近い同皇族邸の敷地の中の地点から西へ約百二十メートルの地点を、約四百五十メートルから約六百メートル程度の高度で飛行することを想定している。

また、お尋ねの「国土交通省の資料「羽田空港のこれから」に代表的に引用されるボーイング社製の大型機、中型機、小型機」が当該高度で飛行した場合の当該飛行経路直下における航空機の騒音レベルの最大値は、それぞれ、七十三デシベルから七十六デシベル程度、六十九デシベルから七十四デシベル程度及び六十八デシベルから七十一デシベル程度と想定している。

なお、これらの値は、実際の航空機の運航時における、その重量等の運航条件や風向等の気象条件によって変動し得るものである。

また、一般に、屋内では航空機の騒音レベルは小さくなるが、その程度については、建造物の材質及び構造等により異なるため、御指摘の「2で想定される騒音」について、高輪皇族邸の屋内での騒音レベルを一概にお示しすることは困難である。

三について

一般に、航空機からの落下物が発生した場合の落下地点は、当該落下物の形状及び重量並びに当該落下物が発生した際の天候等の様々な要因により定まるものであるため、お尋ねの「可能性」をお示しすることは困難である。

また、お尋ねの「仙洞仮御所」敷地内を含めた両陛下の近隣へのお出かけの際を想定した、航空機からの落下物対策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、先の答弁書（平成三十一年二月十九日内閣衆質一九八第二九号）三についてでお答えしたとおり、航空機からの落下物対策に万全を尽くしてまいりたい。